

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 鎌田 健司 様 〒540-6207 日本国 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 パナ ソニックIPマネジメント株式会社内	<h2 style="margin: 0;">PCT</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 P1022978W001	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">04.02.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2019/045506	国際出願日 (日.月.年) 20.11.2019	優先日 (日.月.年) 30.11.2018
国際特許分類 (IPC) H05B 6/54(2006.01)i FI: H05B6/54		
出願人 (氏名又は名称) パナソニックIPマネジメント株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 28.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 八木 敬太 3L 4652 電話番号 03-3581-1101 内線 3337
--	-------------------------	---

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.

さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-11	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	8	有
	請求項	1-7, 9-11	無
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-11	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1: JP 2006-012547 A (山本ビニター株式会社) 12.01.2006(2006-01-12)

[0033]-[0037]、図2 (ファミリーなし)

文献2: JP 2006-111439 A (西村 肇) 27.04.2006(2006-04-27)

[0003]-[0006]、図1 (ファミリーなし)

文献3: JP 58-158166 A (松下電器産業株式会社) 20.09.1983(1983-09-20)

第1ページ右下欄第15行-第2ページ右上欄第16行、第1-3図 (ファミリーなし)

・請求項1-7について

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び2より進歩性を有しない。

文献1には、第1電極(陽極201)と、第1電極に対向して配置された第2電極(陰極202)と、第1電極に高周波電力を供給するように構成された高周波電源(高周波供給回路100)と、第1電極の位置を調整するように構成された位置調整部(電極間隔調節機構部120)と、位置調整部を制御するように構成された制御部(制御部60)とを備える高周波加熱装置が記載されている。

文献2には、対象物を昇降させる位置調整部において、位置調整部の電力消費を低減させるため、重り(カウンター7)と、重りと対象物とを接続する一つ以上の接続線(チェーン2)と、一つ以上の接続線を支持する一つ以上の滑車(モーターつき歯車3)と、一つ以上の滑車に取り付けられ、一つ以上の滑車を駆動するように構成された一つ以上の駆動部(モーター)と、対象物を高さ方向に案内するように構成されたガイド(支柱4)を備え、対象物がガイドに支持され、一つ以上の滑車が一つ以上の接続線と対象物との接続位置よりもガイドの近くに配置され、一つ以上の接続線が対象物に対して傾斜するように対象物に接続された機構を採用する点が記載されている。

そして、対象物を昇降させる位置調整部において、位置調整部の電力消費を低減させることは周知の課題であるため、文献1に記載された発明における位置調整部として、文献2に記載された発明を採用することは、当業者が容易になしえたことである。

なお、重りの重量や、第1電極における給電部の位置等は、当業者が適宜設定し得た事項である。

・請求項8について

請求項8に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。特に、「前記一つ以上の接続線が、前記第1電極の重心で前記第1電極に接続され、前記一つ以上の滑車が、前記一つ以上の接続線が前記第1電極と垂直になるように、前記第1電極の前記重心の上方に配置された」点、は、何れの文献にも開示されていない。

・請求項9-11について

請求項9-11に係る発明は、文献1及び2より進歩性を有しない。

接続線を複数とすること、重りガイドを設けることは、当業者が適宜設定し得たことである。